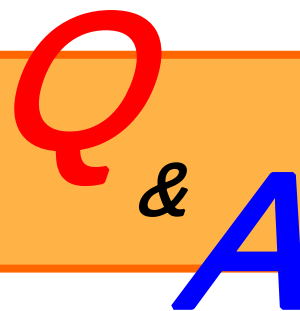


株券電子化後の 配当金の受取方法に関する



平成 21 年 2 月
株式会社証券保管振替機構

平成 21 年 1 月の株券電子化にあわせて、投資者の皆様が、上場株式等の配当金を金融機関等の預金口座への振込みによって受け取ろうとする場合には、上場会社等に対する振込先の口座の届出等を、お取引先の証券会社等を通じて行っていただくことが可能となりました。

以下では、株券電子化後における配当金の受取方法に関連して、投資者の皆様からお問合せの多い内容について、Q & A の形式でご紹介いたします。

A large red letter 'Q' used as a question icon.

「配当金振込指定書」は、どこで入手するのですか。

A large blue letter 'A' used as an answer icon.

お取引先の証券会社等の店頭に備え置かれておりますので、お取引先の証券会社等にお尋ねください。

A large red letter 'Q' used as a question icon.

「配当金領収証」により配当金を受領したい場合には、どのような手続きが必要になりますか。

A large blue letter 'A' used as an answer icon.

株券電子化前から継続して、上場会社等から「配当金領収証」の送付を受け、これを上場会社等が指定する金融機関（郵便局等）の窓口を持参する方法で配当金を受領していた場合には、特段の手続きは必要ありません。

なお、株券電子化前において、預金口座への振込みによって配当金を受領していた場合や、株券電子化後に「登録配当金受領口座方式」や「株式数比例配分方式」の利用の申込みをした場合において、「配当金領収証」による受取りの方法に変更したい場合には、配当金振込指定の取消し（「登録配当金受領口座方式」や「株式数比例配分方式」の場合には、その利用の取止め）

の手続きが必要となります。

Q

ゆうちょ銀行の口座への振込みにより配当金を受け取ることはできますか。

A

ゆうちょ銀行の口座への振込みにより配当金を受け取ることができるか否かについては、銘柄により異なっています。

証券保管振替機構のホームページに、銘柄ごとの可否の一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、ゆうちょ銀行が、本年 1 月から全国銀行データ通信システム（全銀システム）への接続を実施したことに伴い、振込用の店名・預金種目・口座番号が定められておりますが、現在のところ、これを配当金の振込先の口座（登録配当金受領口座を含む。）として指定することができませんのでご注意ください（詳細については、ゆうちょ銀行にお尋ねください。）。

【ゆうちょ銀行口座の配当金振込指定の可否一覧の掲載場所】

（<http://www.jasdec.com/less/ichiran.html>）

Q

銘柄ごとに配当金の振込先の口座を別々にしたい場合には、どのような手続きとなりますか。

A

銘柄ごとに異なる振込先口座を上場会社等に対して指定しようとする場合には、個々の銘柄名等を指定して、「配当金振込指定書」をお取引先の証券会社等にご提出いただく必要があります。

この場合、口座の変更等につきましても、個々の銘柄ごとにお手続きいただく必要がありますのでご注意ください。

なお、既に「登録配当金受領口座方式」又は「株式数比例配分方式」の利用の申込みをしている場合に、銘柄ごとに配当金の振込先の口座を異なるものとした場合には、あらかじめ「登録配当金受領口座方式」又は「株式数比例配分方式」の利用の取止めの手続きが必要となります。

Q

株券電子化以前から振込みにより配当金を受け取っていますが、株券電子化に際して何か手続きが必要になりますか。

A

株券電子化前から保有している銘柄について、株券電子化後においても、株券電子化前と同様の預金口座への振込みで配当金を受け取ろうとする場合には、特段のお手続きは必要ありません。

株券電子化後に新たに株式を取得した銘柄について、振込みにより配当金を受け取ろうとする場合には、お取引先の証券会社等を通じた配当金振込指定のお手続きをお願いいたします。

Q

証券会社等から「株式数比例配分方式を利用できない」旨の連絡があった場合には、どのように対処すべきですか。

A

ご自身の保有する株式が記録された口座を開設する金融機関等のうちに、「株式数比例配分方式」をサービスとして提供しないものとしている先(「株式数比例配分方式非取扱機関」といいます。)がある場合には、この方式をご利用いただくことができません(特別口座の開設を受けている場合などがこれに該当いたします。)

お手数ながら、該当の株式数比例配分方式非取扱機関から開設を受けている口座から、他の証券会社等の口座への振替等を行った上で、再度、「株式数比例配分方式」の利用に係るお申込みをお取引先の証券会社等に行っていただく必要があります。

なお、株式数比例配分方式非取扱機関の一覧は、証券保管振替機構のホームページに掲載しております。

【株式数比例配分方式非取扱機関一覧の掲載場所】

(<http://www.jasdec.com/less/ichiran.html>)